

市第82号議案

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する
条例の一部改正

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する
条例の一部を改正する条例

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（
平成3年12月横浜市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第2エキサイトよこはま22横浜駅西口駅前・鶴屋町地区地
区整備計画区域の項中

「C 地 区」を

「C 地 区
D 地 区」に改め、「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削る

。

別表第12エキサイトよこはま22横浜駅西口駅前・鶴屋町地区地
区整備計画区域の項を次のように改める。

エキサイトよ こはま22横 浜駅西口駅前 ・鶴屋町地区 地区整備計画 区域	A 地 区	100分の7.5	
	B 地 区	100分の15	
	C 地 区		
	D 地 区	100分の10	

別表第13エキサイトよこはま22横浜駅西口駅前・鶴屋町地区地区整備計画区域の項中

「C 地区」を

「C 地区
D 地区」に改める。

D 地区」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

エキサイトよこはま22横浜駅西口駅前・鶴屋町地区地区整備計画区域内における建築物の用途、緑化及び形態意匠並びに工作物の形態意匠に関する制限を変更するため、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（太線部分が改正案）

別表第2 建築物の用途の制限（第5条）

(あ)	(い)	(う)
区 域	地 区	建築してはならない建築物
(省 略)		
エキサイトよ こはま22横 浜駅西口駅前 ・鶴屋町地区 地区整備計画 区域	A 地 区	(1及び2省略) 3 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの (4及び5省略)
	B 地 区	
	<u>C 地 区</u>	
	<u>C 地 区</u> D 地 区	
(省 略)		

（備考省略）

別表第12 建築物の緑化率の最低限度（第19条）

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	建築物の緑化率の最低限度	適用の除外
(省 略)			
エキサイトよ こはま22横 浜駅西口駅前 ・鶴屋町地区 地区整備計画 区域	A 地 区	100分の7.5	
	B 地 区	100分の15	
	C 地 区		
	<u>D 地 区</u>	100分の10	
<u>エキサイトよ こはま22横</u>	<u>A 地 区</u>	<u>100分の7.5</u>	

<u>浜駅西口駅前</u> <u>・鶴屋町地区</u> <u>地区整備計画</u> <u>区域</u>	<u>B 地 区</u> <u>C 地 区</u>	<u>100分の15</u>	
(省 略)			

(備考省略)

別表第13 建築物等の形態意匠の制限 (第24条・第30条)

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	第24条に基づく制限とならないもの	適用の除外
(省 略)			
エキサイトよ こはま22横 浜駅西口駅前 ・鶴屋町地区 地区整備計画 区域	<u>A 地 区</u> <u>B 地 区</u> <u>C 地 区</u> <u>C 地 区</u> <u>D 地 区</u>	(省 略)	
(省 略)			

(備考省略)